

電子入札において、「彦根市建設工事等電子入札実施要領」および「彦根市入札心得（電子入札）」に定めるもののほか、以下のとおりとする。

- 1 設計図書等の入手
入札情報公開システムからダウンロードにより入手すること。ただし、設計図書等の入手に際し、パスワードが必要なものは、パスワードを取得後、ダウンロードにより入手すること。
- 2 入札書等の提出方法
彦根市電子入札システムにより行うこと。
- 3 紙入札による取り扱い
入札を紙入札により行おうとする場合は、入札書受付締切日時までに紙入札参加届出書を彦根市契約監理室まで直接持参すること。入札執行者が届け出を受理した場合に限り紙入札を行うことができる。
- 4 紙入札の方法
 - ア 入札書の提出期間は、電子入札による入札書受付期間と同じとする。
 - イ 入札書の提出場所は、彦根市契約監理室とし、直接持参すること。
 - ウ 入札書および見積内訳書は、開札日、工事（委託）名および入札書が在中している旨を記載した封筒に入れ、必ず代表者印で封印の上提出すること。（封じ目すべに押印のこと）
 - エ 提出された入札書の書き換え、引き換えおよび撤回はできない。
- 5 入札の回数等
 - ア 予定価格の公表を事後とする入札については、入札回数は原則2回までとする。ただし、必要と認める場合は、3回まで行うことがある。
 - イ 予定価格の公表を事前とする入札については、入札回数は1回とする。また、予定価格を上回る入札は失格とする。
 - ウ 最低制限価格を「設定する」として入札において、最低制限価格未満で入札した者は失格とし、次に2回目の入札を行う場合でも、これに参加することはできない。
- 6 見積内訳書
見積内訳書については、指定様式とする。入札書記載金額と見積内訳書記載金額は一致させること。
- 7 電子入札システムを使用して送信する添付ファイル等については、送信前に必ずウイルスチェックを行うこと。